

山陽小野田市

猫の適正飼養等

ガイドライン

～人と猫とが快適に共生できるまちを目指して～

令和5年5月



目次

1	策定の背景	・・・P4
2	猫の分類	・・・P4
	(1) 飼い猫	
	ア 内猫	
	イ 出入り自由猫	
	ウ 外猫	
	(2) 飼い主のいない猫	
	ア 野良猫	
	イ 地域猫	
3	猫の習性	・・・P6
	(1) 運動	
	(2) 性質	
	(3) なわばり	
	(4) トイレ	
	(5) 食べ物	
	(6) 夜行性	
	(7) マーキング	
	ア 擦り付け	
	イ つめとぎ	
	ウ 尿スプレー	
	(8) グルーミング	
	(9) 繁殖	
4	猫を飼う人・接する人のルール	・・・P7
	(1) 猫を飼うための心構え	
	(2) 猫を飼う人のルール	
	(3) 終生飼養の責務	
	(4) 室内飼いに努める	
	(5) 繁殖制限	
	(6) 所有者明示	
	(7) 近隣への配慮	
	(8) 健康管理	
	(9) 災害時の避難（災害対策）	

5	飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）に接する人のルール	・・・P10
	(1) 飼い主のいない猫へのえさやり	
	(2) 地域猫活動や TNR 活動で人と猫の共生をめざすために	
	ア 近隣住民への説明及び理解を得る	
	イ エサ場の設置、適正管理	
	ウ 排泄場所の設置、適正管理	
	エ 不妊・去勢手術の実施及び耳先V字カットの実施	
	オ 新しい飼い主探しに努める	
	◎TNRとは？	
6	迷惑防止策	・・・P12
7	野良猫を増やさないためのそれぞれ協力できること	・・・P13
	(1) 住民の役割	
	ア 猫を飼っている人	
	イ 野良猫にエサをあげている人	
	ウ 野良猫に困っている人	
	(2) 地域の役割	
	(3) 行政	
	参考	・・・P15
	○判例	
	○関連法令の抜粋	
	● 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）	
	● 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）	

1 策定の背景

近年、ペット特に飼い猫の不適正な飼養や捨て猫等によるふん尿などの被害、野良猫の増加等様々な問題が深刻化してきており、その対策は全国的な課題となっていますが、本市でも例外ではなく、市民の皆様から毎年多くの苦情や相談が寄せられています。

猫の『適正飼養』については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に沿って、これまでも問題の原因者に対する助言やお願いを行うとともに、飼い主等の適正飼養やマナーの向上に向けた啓発活動を行ってきました。

しかし、動物愛護の解釈や猫の接し方は人によって様々で、各人が「かわいそうだから」や「かわいいから」という理由で近隣住民や周辺環境への配慮をせずに思い思いに猫に接した結果、野良猫の増加、ふん尿による被害、庭木・農作物への被害、鳴き声等のトラブルに発展するケースが増加しているのが現状です。

猫の平均寿命は、飼い猫が15歳前後、野良猫は5年以下と言われていますが、猫は年に数回発情期が訪れ、交尾したメス猫はほとんどが妊娠するといわれています。また、妊娠すれば、一度の出産で平均5匹出産するため、何らかの対策を取らなければトラブルは増加する一方です。

また、本市において、道路等で車にひかれるなどして命を落とすものだけでも、毎年約250匹程度（国・県管理の道路等で死亡したものは除く）あることなどを考えあわせれば、改めて動物愛護とは何かを再確認する必要があります。

本ガイドラインは、こうした課題を解決し、県の動物愛護管理推進計画においても計画の目的とされている「人と動物との調和のとれた快適な暮らしづくり」を実現するため、地域、市民及び行政が担うべきそれぞれの役割のもと、飼い猫の「屋内飼養」や適切な「繁殖制限措置」などの『適正飼養』の一層の啓発・推進に寄与すること、及び「特定の飼い主のいない猫」によってもたらされる問題についても、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と行政との協創により問題解決に取り組むことが必要との認識に立ち、人と猫との快適な居住環境の維持向上の一助となることを目指し作成しました。

2 猫の分類

(1) 飼い猫

特定の飼い主が、所有の意思を持ち、飼養している猫のことです。

ア 内猫

屋内飼養されている猫をいいます。

イ 出入り自由猫

飼い猫のうち、屋外への出入りを自由にして、飼養されている猫をいいます。首輪等をつけていない場合、屋外では周り的人から野良猫と間違われる可能性があります。また、適正飼養されていないと野良猫化する恐れがあります。

ウ 外猫

飼い猫のうち、屋外のみで飼養されている猫をいいます。首輪等をしていない場合、屋外では周り的人から野良猫と間違われる可能性があります。また、適正飼養されていないと野良猫化する恐れがあります。

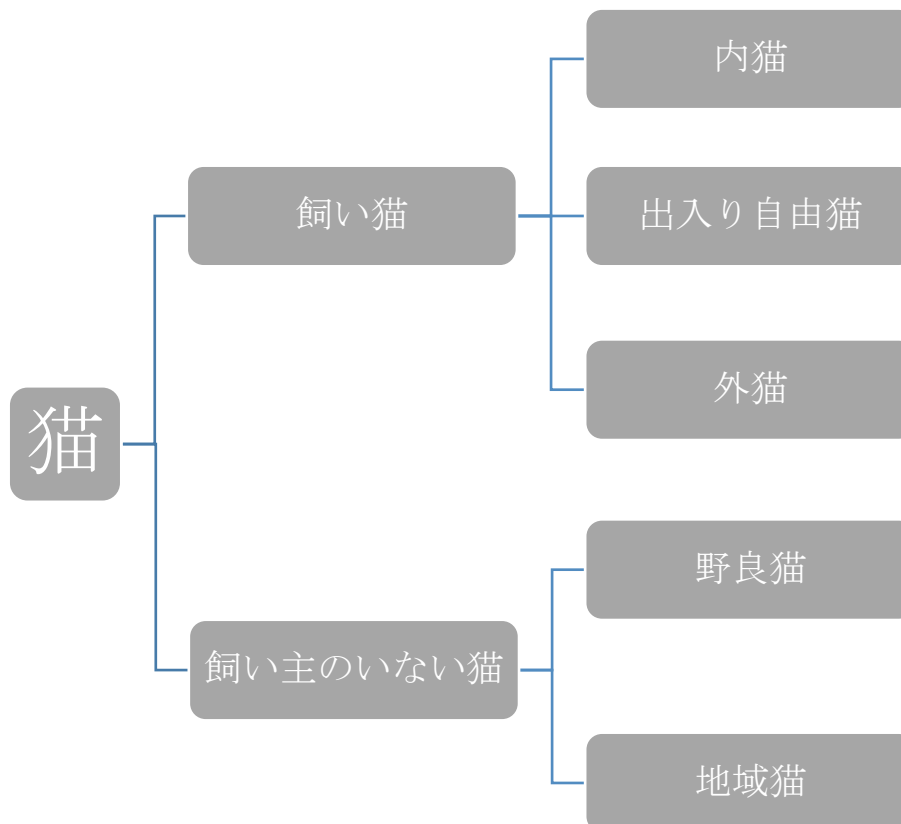
(2) 飼い主のいない猫

ア 野良猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着き、誰にも管理されていない猫をいいます。

イ 地域猫

飼い主のいない猫のうち、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている猫をいいます。



3 猫の習性

(1) 運動

広さよりも上下運動を好む動物であるため、高さを使った立体的な運動ができれば、室内飼養しても問題ありません。

(2) 性質

とても繊細で急激な環境の変化、突然の大きな音などを嫌います。動くものにすばやく反応し、飛びかかる習性をもっています。

(3) なわばり

半径250～500m程度の縄張りをもっています。

(4) トイレ

乾いたやわらかい土や砂地を好み、ほぼ同じ場所でトイレをします。

(5) 食べ物

肉食です。人間とは必要とする栄養素が異なります。

(6) 夜行性

本来は夜行性のため、夜中から明け方にかけて活発に行動しますが、飼い猫は飼い主のリズムに合わせて行動が変化します。

(7) マーキング

自分の存在を自分以外に知らしめるため、臭いなどを生活する様々な場所に残す行動を行います。

ア 擦り付け

顔やわき腹などを擦り付ける行動は、安心や親愛の情を示していると考えられています。

イ つめとぎ

単に爪を研ぐだけでなく、視覚的マーキング（爪で傷をつける）と臭覚的マーキング（分泌される臭いをつける）を同時に行っています。

ウ 尿スプレー

縄張りの主張や不安を感じた時に示すものです。

(8) グルーミング

体をなめたりする動作は獲物に臭いで感づかれな
いたための習性です。

(9) 繁殖

生後6か月程度で生殖能力を備えます。通常、オスはメスの発情に誘われて発情します。メスは年に数回妊娠し、1回に4～8匹出産します。交尾によりほとんどが妊娠し、妊娠期間は約2か月です。



4 猫を飼う人のルール ～猫を悪者にしないで！～

現在、私たち「人」と「猫」を取り巻く環境は大きく変化してきています。かつては、エサさえ与えておけば、自由に外に出て用を足し、犬のように決まった時間の散歩もしつけも必要ない、法律で登録や予防接種の義務もない、万が一飼えなくなっても誰かにエサをもらって生活できるし、猫は自由気ままが一番、首輪や不妊・去勢手術はかわいそうという考えをお持ちの方もいらっしゃるかも知れません。

自由に生活していた猫たちも、現在の近隣関係や住環境下では、犬のように法的な措置が認められていない分、トラブルの原因にもなりやすく、飼い主や世話をする人も責任と自覚を持って適正な飼養を考えていく必要があります。特に、今後は高齢者や単身世帯の増加が一層進んでいく中で、猫を含めペットが飼えなくなるようなケースが増加すると予想されており、改めて対策を検討していく必要が生じています。

野良猫についても、近年、「かわいそうだから」とか「かわいいから」といった人間の自分勝手な都合により、周辺環境への配慮をせず不適切にエサを与えてしまう、いわゆる無責任なエサやりによる近隣トラブルの増加や、増えすぎた野良猫によるふん尿被害、庭木・農作物への被害、鳴き声等で、従来と何ら変わる事のない行動をする猫に対しても、人々の感情が多様化し、様々な苦情へとつながっています。

野良猫の多くは、無責任な飼い主による「捨て猫」や「不妊・去勢措置をされていない外猫」に端を発して生まれた猫であり、こうした猫たちに罪はなく、むしろ人の猫に対する意識や接し方を見直す時期に来ています。

(1) 猫を飼う人のルール(ルールを守らなければ飼えません)

飼い主の責務や飼養管理等に関するルールは、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」や、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示37号)」などにより定められています。猫を飼うに当たっては、こういったルールをよく確認し、最後まできちんとルールを守りながら飼うことができるか、しっかりと考えたうえで飼うようにしましょう。

(2) 猫を飼うための心構え(猫の幸せは飼い主にかかっています！)

- 今の住居は猫が飼える環境ですか？室内飼いができますか？
- 生態や病気について知っていますか？
- 家族の同意を得ていますか？
- 毎日世話がきちんとできますか？
- 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？
- 猫の寿命とその間のあなたの生活について考えてみましたか？
- 猫の一生にかかる費用を考えてみましたか？
- 万が一飼えなくなったときの引受先は考えていますか？

(3) 終生飼養の責務(すて猫をすると罰せられます！)

飼い猫の平均寿命は15年前後とされています。猫を飼おうとする場合は、自分たちの年齢や生活環境、ライフスタイル等を考慮し、終生飼養ができるかよく考えましょう。

居住環境や周辺の生活環境に配慮し、愛情と責任をもって終生にわたり飼養できる適切な匹数の範囲で飼養しましょう。

動物愛護管理法では、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に、また、虐待、遺棄等を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」とされています。

(4) 室内飼いに努める(猫のため、人のため)

猫の屋外での飼養や、出入り自由な状態での飼養は、猫の失踪や野良猫化につながり、野良猫の増加の原因となっています。屋外でエサを与えたまま片づけずに放置すると、野良猫やカラス等を寄せ付け、近隣トラブルの原因となります。屋内で飼養することで、ふん尿被害による近隣の生活環境への被害を抑制し、近隣トラブルを未然に防ぐことができます。

また、路上等で年間相当数の猫が車に轢かれて命を落としています。屋内飼養はこうした交通事故等の危険からも守ることができます。

さらに、国立感染症研究所の報告によれば、近年、「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」が犬や猫から人へ感染し、飼い主などが、発熱、関節痛、頭痛、下痢等の症状を発症する事例が増加している旨が指摘されています。犬や猫がSFTSに感染する原因は、主に外でマダニに噛まれることによるものであるため、飼い主は、猫が屋外でマダニに噛まれないためにも、室内飼いに徹することが重要です。

(5) 繁殖制限

動物愛護管理法第37条に「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」と定められています。繁殖で数が増え適正飼養ができない場合は、それ以上繁殖で数が増えなくするために、不妊・去勢手術を行いましょう。

(6) 所有者明示

飼い主は、自分の猫であることが判る措置（明示措置）をしましょう。明示措置がないと、迷い猫となった場合の発見は、一層困難になります。また、野良猫と間違えられて、辛い目にあってしまう可能性もあります。

明示措置は、首輪に名札を付けたり、マイクロチップ※を使用したりする方法があります。すでにマイクロチップを使用している場合でも、外観でわかるものを併用するのがよいでしょう。

※ マイクロチップとは

令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。マイクロチップは、犬猫の皮下に埋め込まれる直径2mm長さ12mm程度の電子標識器具で、15桁の固有の番号が登録されています。

(7) 近隣への配慮

猫の習性等を十分理解するとともに、飼い主として責任を自覚し、愛情をもって終生飼養に努めましょう。社会には猫が嫌いな人や猫の毛やふけ等にアレルギー反応を起こす人もおり、猫に関する苦情が人間関係に悪影響を及ぼすことがあります。自己満足により、他人に迷惑をかけたりすることのないよう、自分の都合や言い分ばかり主張をせず、周辺地域の人々の立場を尊重し、細心の注意を図り飼養するよう心がけましょう。

(8) 健康管理

毎日の世話を通じて、猫の様子や飼養環境を観察しましょう。食欲、動作などに異常がないか気を配り、異常を感じた場合は早めに獣医師に相談しましょう。また、猫にも感染症や生活習慣病など、たくさんの病気があります。猫の状態を確認するためにも定期的な健康診断や各種予防接種をすることも大切です。

(9) 災害時の避難（災害対策）

地震や水害などの災害が起きたとき、人と同じように動物も被災します。避難場所には多くの方々が家族の一員である動物と一緒に避難してきますが、避難所では動物が嫌いな方や動物の毛などによるアレルギーの方などと共同生活することになります。避難所で飼い猫が人の迷惑にならないよう日頃からの準備が必要です。

- ・迷子にならないよう迷子札やマイクロチップを装着しましょう。
- ・安全に避難するためには、周りへの配慮も必要となるので、ケージに入ることに慣れさせるよう、しつけを行いましょ。
- ・災害時の持ち出し品は優先順位をつけ、健康や生命にかかわるものは最低5日分（できれば7日分）用意しましょう。また、ケージやペットシートなどペットに必要なものはすぐに持ち出せるよう準備しましょう。
- ・災害時のペットとの避難は「同行避難」が原則です。各避難場所が飼い犬や飼い猫を連れての避難が可能か、事前に確認をしておきましょう。また、緊急時に飼い猫を預かってくれる場所を確保しておくことも重要です。

5 飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）に接する人のルール

飼い主から捨てられたり、無秩序に生まれた猫など、不適切な飼養が原因で生息している猫が市内にはたくさんいます。こういった猫たちを「かわいそう」と思う人がいると思いますが、その気持ちだけで無責任にエサやりをすることにより、結果的にその地域の猫の数が増加し、近隣トラブルや苦情の原因となっていることが非常に多い状況にあります。責任と自覚のない自己満足なエサやりは、人に迷惑をかけ、また猫を不幸にするだけです。

(1) 飼い主のいない猫へのエサやり

命を大切にすることはわかりますが、飼い主のいない猫に無責任にエサを与えるだけの行為は、悪臭や害虫の発生、ふん尿被害など周囲に迷惑を掛けることとなるほか、望まれない命を増やすことにもつながります。訴訟により損害賠償を命じられた事例もありますので、エサを与える場合は、ふん尿の始末や食べ残しの片づけなど、近隣の住民に迷惑を掛けない対策も同時に行う責任が伴うことを認識しましょう。

(2) 地域猫活動やTNR活動*で人と猫の共生をめざすために

ア 近隣住民への説明及び理解を得る

事前に近隣住民や地域等へ活動内容を説明して理解を得ましょう。

近隣住民の理解なしに迷惑をかけてしまうような行動は継続が難しく、結果として猫にとって最も残酷な結果を招くこととなります。理解を得るには、グループや地域内での役割分担を明確にし、責任の所在を明らかにすることも重要です。

イ エサ場の設置、適正管理

近隣住民等の理解を得て、近隣住民の生活に支障のない場所を決め、その場所以外ではエサを与えないようにしましょう。猫は1日1回のエサでも大丈夫な動物です。決めた時間に食べきれぬ量を与え、食べ終わるのを待ってから容器を回収し、清掃を実施しましょう。エサを置きっぱなしにすると、不衛生な状態になるだけでなく、カラスやハトのエサとなり周辺を汚したり、他の猫を呼び集めたりするなど住民間のトラブルの原因となります。

ウ 排泄場所の設置、適正管理

近隣住民等の理解を得て、近隣住民の生活に支障のない場所で、エサ場の近くにトイレを確保しましょう。排泄物は速やかに始末し、常に清潔にするように心がけるとともに、排泄場所付近のごみやふん等は積極的に始末し、周辺美化に努めましょう。

エ 不妊・去勢手術の実施及び耳先V字カットの実施

世話できる匹数を保持し、今以上に匹数が増えないように不妊・去勢手術を実施しましょう。これにより、発情期のケンカや鳴き声が少なくなり、尿の臭いが薄くなるといわれています。また、不妊・去勢手術をした個体は、耳のV字カットで判別しやすいようにしましょう。



オ 新しい飼い主探しに努める

最終目標はすべての猫に新しい飼い主を提供することです。飼い猫として責任をもって飼養してくれる新たな飼い主を探す努力をしましょう。

※ TNR 活動とは？

①猫を捕獲する (Trap) ②不妊・去勢手術を施す (Neuter) ③猫が生活していたもとの地域へ戻す (Return) の頭文字をとったもので、野良猫の数を今まで以上に増やさず一代限りの命を全うさせることを目的としています。

6 迷惑予防策 ～人と動物の調和のとれた暮らしのために～

猫が家の敷地に入ってくない方法として、一般的に効果があるといわれている方法を以下に列挙します。いろいろな方法を試して効果がある方法を見つけてください。風や雨などにより流され、すぐに効果がなくなるものもありますが、根気強く繰り返し試してみてください。

ごみ処理	確実に処理して、荒らされないようにする
網やネット	猫が入らないように網やネットなどで進入路を防ぐ
猫よけシート	シート（突起のついた）を使って侵入を防ぐ
超音波発生器	超音波発生器
センサー感知式機器	センサー感知式の機器により、猫が通過する瞬間にブザーが鳴ったりエアーを噴射したりする
遠隔操作ブザー	遠隔操作のブザーを使用し、猫が通過する瞬間にブザーを鳴らす
猫専用忌避剤	ペットショップ、スーパー等で販売している忌避剤を散布する
ナフタリン、樟脳	吊るしたり、埋めたりする
たばこの吸い殻の浸し液	吸殻をほぐして水に浸し、散布する
コーヒーかすや茶殻	散布する
にんにくやとうがらし	細かく切ってまく

食用酢・木酢液	散布するか、空き缶等に入れて置く
米のとぎ汁	研ぎ始めの濃い汁を散布する
柑橘類の皮や香辛料	柑橘類の皮や香辛料をまく

7 野良猫を増やさないためにそれぞれ協力できること

(1) 市民

ア 猫を飼っている人

猫の飼養にあたっては、屋内飼養、不妊・去勢手術の実施など地域に迷惑がかからないよう次のことを守りましょう。

- ・屋内飼養を徹底
- ・最後まで責任もって飼養する
- ・不妊・去勢手術を実施
- ・迷子札やマイクロチップなど所有者明示をする
- ・適切に飼養できる数の飼養

イ 野良猫にエサをあげている人

生き物の命を大切にしてお気持ちはわかりますが、「かわいそうだから」と無責任にエサを与えるだけの行為は、置きエサによる悪臭や害虫の発生、ふん尿被害など周囲に迷惑をかけることとなるほか、望まれない命を増やすことにつながります。

小さな命を気遣う行為は否定しませんが、そこには責任と労力も伴います。与え放しの無責任なエサやりは、かえって猫を取り巻く環境を悪くしてしまいます。エサを与える場合は、エサを与つつ、周囲の迷惑にならない排泄場所を確保し、ふん尿の始末を行うとともに、繁殖を防ぎ数を減らして猫による被害と望まれない命の誕生を防ぐことも必要です。そのためにも、不妊・去勢手術を確実にし、猫による環境被害を軽減させるため、周辺環境の美化活動を行うなど、責任を持った行動に努めましょう。

ウ 野良猫に困っている人

猫を処分する目的で捕獲することは法律で禁止されています。排除しようとするだけでなく、猫が命あるものとして尊重して頂き、地域で行う飼い主のいない猫を減らしていく活動（地域猫）への御理解と御協力をお願いします。

(2) 地域猫活動やTNR活動をされる方

地域猫活動を円滑に進めるために役割を明確にしておきましょう。

- 地域でよく話し合い、地域のトラブルの状況を把握
- 地域猫の趣旨を十分に理解し、地域の活動実施に関する関係者の理解と同意が得られるようにする
- 地域猫活動が周辺住民の方に受け入れられるよう周知
- 地域の中で実際に猫の世話をしている人たちを中心に、趣旨を賛同する住民や地域猫活動の知識を持つ住民などの協力を得て活動を進める
- 地域で活動のルールや担当する人を決め、地域全体の問題としてできるだけ多くの人がかかわり、活動が継続できるように協力する

(3) 行政

猫の適正飼養に係る周知啓発を行うとともに、猫によるトラブルの相談等、地域の求めに応じて猫の飼い主やその地域の中で世話をしている住民に、飼養方法に関する助言やマナーの遵守等のお願いを行ったり、地域猫活動やTNR活動への支援を行います。



《参考資料》

本ガイドラインの策定にあたり、以下の資料を参考にしました。

住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン 環境省
ねこの適正飼養を推進するために 環境省
あなただけにできること 環境省
山口県動物愛護管理推進計画 山口県
山口市猫の適正飼養等ガイドライン 山口市

【参考】

○ 猫の飼養に関連する判例

飼い主のいない猫への無責任なエサやりによる争訟事例もあります

・ 損害賠償請求事件（平成 27 年 9 月 17 日 福岡地方裁判所判決）

野良猫にエサを与え続けていた女性に対し、ふん尿で自宅の庭が汚されたなどとして、約 160 万円の損害賠償を求める訴訟を起こしました。裁判官は、野良猫を愛護する思いに配慮しつつも、「エサやりの中止や屋内飼養を行うべきだった」とし、「近隣住民への配慮を怠り、生活環境を害した」とし、エサを与え続けていた女性に慰謝料を含む約 55 万円の支払いを命じました。

・ 猫へのエサやり禁止等請求事件（平成 22 年 5 月 13 日 東京地方裁判所立川支部判決）

タウンハウスの入居者が複数の猫に継続的にエサやりを行い、フン尿等による被害を生じさせたことは、他の入居者の共同の利益に反し、タウンハウスの規約にも違反するとして、エサを与え続けていた者に対し、タウンハウスの敷地内での猫のエサやり行為の中止とともに慰謝料を含む損害金の支払いを命じました。

・ 損害賠償等請求事件（平成 15 年 6 月 11 日 神戸地方裁判所判決）

野良猫へのエサやりにより多数の猫が集まり、ふん尿の悪臭などを与えた事案で、「野良猫のふん尿により猫嫌いの人が大きな不快感を味わっていることを認識できる場合には、野良猫のエサやりを中止すべきであり、エサやりを続ける行為は、野良猫による被害が受忍限度を超えるものである以上は違法であるというべきである。」として、エサやりを行っていた住民に、猫のふん尿被害に対する慰謝料 40 万円を含む計 150 万円の支払いを命じました。

○ 関連法令の抜粋

I 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すると

ともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給エサ若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

Ⅱ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号）

第 1 一般原則

1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。

2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。

3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

4 特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

(1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正にエサ（えさ）及び水を給与すること。

(2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。

(3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

(1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

(2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼養等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

(1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

(2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給エサ及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

(1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。

(2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 猫の所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。

5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるように努めること。

2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類を選定すること。

3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。

4 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。

5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。

第7 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

発行 令和5年(2023年)5月
編集 山陽小野田市市民部環境課
所在地 〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
TEL 0836-82-1143

